

青森中央短期大学研究倫理指針

前文

本指針は、本学建学の精神に基づいて、本学において研究活動に従事する者(以下、研究者と表記)が研究・教育・学会活動に際して尊重すべき基本的姿勢、心がけるべきことを示したものである。

現在、科学研究全般において、社会との関係が厳しく問われるようになっている。社会との関係が問われるということは、研究活動全体において、倫理的妥当性が求められるということである。しかし同時に研究活動は開かれた可能性を持つべきであり、対象や方法、意義を見出す視点がきわめて多岐にわたることから、一律の詳細な基準を課すことは困難である。また倫理綱領や指針に求められる内容も、時代と社会的要請によって変化し、研究目的や具体的な状況によっても解釈・適用が左右される。

目的

したがって本指針は、研究の全体の統制や、研究の自由と可能性を束縛しようとするものではなく、むしろ、さまざまな圧力や誘惑から研究活動を守ることにより教育や研究の水準を高め、社会の信頼に応えていくために策定する。本指針の規定と精神をふまえて、研究者が主体的・自律的に研究・教育をすすめていくことを期待する。

なお、本指針は、すべての研究者の研究・教育等の活動の指針として作成されているとともに、研究者が学生の教育指導にあたる場面にも重点をおいている。本学の研究者が本指針を熟読し、研究・教育などに活用されることを願ってやまない。

1. 研究と調査における基本的配慮事項

(1) 研究・調査における社会正義と人権の尊重

研究を計画する際には、その研究活動全体が、社会正義に反する可能性や、個人の人権の侵害の可能性について慎重に確認すべきである。とりわけ、特定の個人や団体、組織等の名誉を毀損したり、無用に個人情報を開示したりすることがないか、などについて十分注意することが必要である。

なお、利益相反に関する事項については「青森田中学園における利益相反に関する規定」により別途定める。

(2) 人を対象とする研究および調査について

本学の内外で行う人を直接の対象とする研究および調査の計画と実施については、別途『青森中央短期大学「人を対象とする研究」倫理ガイドライン』にてその詳細を定める。本学研究者はそのガイドラインを順守することとする。

(3) データの扱い方

a. 偽造・捏造・改ざんの禁止

データの偽造・捏造は、研究者としての職業上の存在意義にかかわる問題であり、調査対象者や共同研究者に対する背信行為である。このため、研究・調査によって得られたデータは公正に取り扱うこととし、偽造・捏造・改ざんなどを固く禁じる。

b. データの管理

調査で得られたデータは、調査中も調査後も厳正な管理を行うこと。

(4) 学生の研究活動における教員による指導

学生が調査・研究を行う場合、指導にあたる者は、事前に学生が研究・調査の基本的倫理を学ぶことができるよう配慮し、調査の現場で研究倫理から逸脱することがないように指導および監督を行うこととする。

(5) 謝礼の扱い

研究・調査にあたってデータの提供者から常識を越える金銭や物品の供与を受けたり、あるいはデータの提供者に過大な金銭・物品等を提供したりしてはならない。経費の妥当性について、慎重に考慮することとする。

2. 論文執筆など研究結果の公表にあたって

(1) 他者のオリジナリティの尊重

研究結果の公開にあたって、他の研究者や原著者のオリジナリティはもともと尊重されるべきであり、他の研究者の著作者としての権利を侵害してはならない。

(2) 先行研究の尊重

学術論文を執筆する際は先行研究を適切にふまえ、論文の中で明示する必要がある。

(3) 著作権の尊重

a. 引用の基本原則

他者の著作からの引用は、公表されたものからのみ可能である。

公表された著作から引用する場合は、著作権法第32条の引用に関する規定にもとづいて、著作権保有者の許可なく引用することができる。引用に際しては(a)引用が必要不可欠である、(b)引用箇所は必要最小限の分量にとどめる、(c)引用文と地の文を明確に区別する、(d)原則として原文どおりに引用する、(e)著作者名と著作物の表題、引用頁数など出典を明示する、という基本原則を遵守すること。

また、研究会でのレジュメや私信などの公開されていないものから引用する場合には、引用される側の許可を必要とする。

b. オリジナリティの高い創作物に関する原則

オリジナリティの高い図表や写真・絵画・歌詞、その他の創作物を使用する場合は、原則として「引用」ではなく、他者の著作物の「使用」にあたるものと考えられる。その場合には、当該図表・写真・絵画・歌詞などの著作権者から使用の許諾を受けなければならない。

c. 著作者の権利

著作者であることによって、大別して、経済的利益の保護を目的とした財産権である著作権と、人格的利益の保護を目的とした著作者人格権の二つの権利が派生する。著作者としての自分の権利を守り、また、他者の権利を侵害しないように留意することが重要である。なお、著作権を発行元に譲渡する場合には、著作者人格権は、あくまでも著者自身にあることに留意すること。

(4) 投稿規定・執筆要項の遵守

論文を雑誌に投稿する際は、各雑誌の投稿規定・執筆要項あるいはこれに準ずるものを遵守すること。

(5) 「二重投稿」の禁止

同一あるいはほとんど同一内容の論文を、同時に別々の雑誌に投稿することは「二重投稿」であり、これを禁じる。

3. 研究費等の取り扱い

研究費等の取扱いについては、別途定められた「青森中央短期大学における研究費等の取扱いに関する規定」に従うこと。

4. 研究におけるハラスメント

研究活動に関連して生じたあるいは生じる恐れのあるハラスメントについては、別途定められた『青森中央短期大学「ハラスメントの防止等に関する規則」』に従うこと。

5. 指針の遵守に向けて

本指針および関連規定は、本学における研究活動の倫理的指針を示したものである。本学の研究者はこれを規範として遵守するものとする。

付則

本指針の運用に関する事務は、研究支援課の担当とする。

本指針の改正は、研究活動推進委員会の議を経て行う。

本指針は 2014 年 4 月 1 日より施行する。

本指針は 2015 年 4 月 1 日より改訂・施行する。